

＜今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会＞
ドイツにおける両立支援制度について

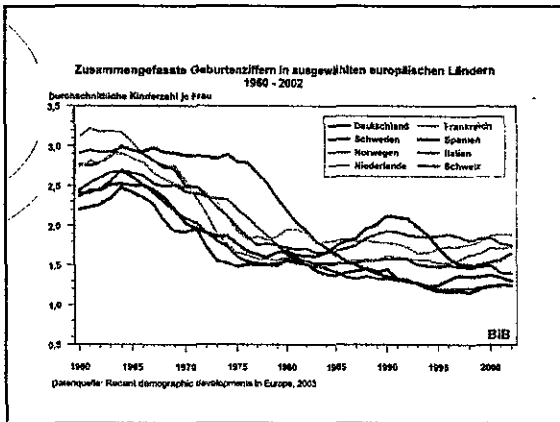
2007年12月25日
魚住明代

ドイツにおける少子化

合計特殊出生率

1990	1.45	(西1.45 東1.52)
1995	1.25	(西1.34 東0.84)
2000	1.38	(西1.41 東1.21)
2005	1.34	(西1.36 東1.30)
2006	1.33	(西1.34 東1.30)

連邦統計局



ドイツの低出生率の特徴

- 子どもをもたない(無子)割合の高さ
1966年出生コホート 28%
東ドイツでも無子割合が上昇傾向
高学歴女性、高学歴男性での増加傾向
- 希望する子ども数の少なさ
0~1子を希望する割合が高い
「子どもを持たないという理性的判断」
「社会の家族に対する構造的無配慮」

ドイツの新しい家族政策
「補助原則」から積極的な支援へ

- * 第二次シュレーダー政権(2002~2005)
連邦家族高齢者女性青少年省
シュミット大臣
出生率上昇を意図する家族政策の重要性を強調
- * 現メルケル政権(2005~)
ライエン大臣
前政権の家族政策を継承しつつ発展

ドイツの新しい家族政策—
「補助原則」から積極的な支援へ

旧来の家族政策:「家族負担の調整」に重点
所得移転と租税軽減、有子家庭の負担軽減
約1000億ユーロの家族関連支出
国内総生産の4.5%(2004)
(学校教育関連支出 約500億ユーロ含まず)
↓
「人的資源育成」のための総合政策へ

新しい女性像



- > 「カラスの母親」
- > 職業と家庭の両立
- > キャリアも子育ても

- > 「PISAショック」
- > 「縮みゆく社会」
(Kaufmann, 2005)

Policy Mix

「持続可能な家族政策」(Bertram, 2007)

- I. 「経済力のジェットコースター」への対応
出産の選択における経済的リスク
収入に応じた養育費の支給＝両親手当
- II. 「人生のラッシュアワー」への対応
27～35歳における過重な時間的負担
就学期間延長による家族形成の先送り・
家族形成期間の短縮化→年齢に関係なく
家庭と仕事を両立できるモデルの構築を

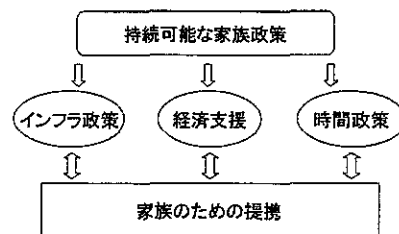
Policy Mix

「持続可能な家族政策」(Bertram, 2007)

- III. 「家族の同時多地域性」への対応
日常生活で家族の時間が折り合わない
家庭と職場の新しい協力形態の考案
子どものためのインフラ整備
↓
「家族のための地域同盟」
「多世代の家」

家族政策の基本理念

『第7家族報告書』(2006)



両親手当

- 従前所得の67%の給付の受給
最高1800ユーロ(最低300ユーロ)
週30時間を超えて就労していないこと
12ヶ月+2ヶ月間(＝パパの月)
合計14ヶ月を両親が自由に分割できるが
片方の親は12ヶ月しか取得できない
ひとり親家庭では14ヶ月の受給

両親手当

- 月額平均所得が100ユーロ未満の親の場合……67%ではなく100%の支給
- 所得がなかった親(学生、主婦、失業者)には月額300ユーロを支給
- 両親手当は所得に合算されるが非課税
- 法的な婚姻関係に無い両親にも適用

父親の両親休暇取得率の上昇

- 2007年導入時から最初の四半期で倍増
7%の取得率(連邦家族省)
大半が両親休暇に肯定的評価
- 導入から9ヶ月後の連邦統計局の調査
38万7000件の両親手当申請者中
3万7000件(約10%)が父親
取得者のうち、母親の86%が12ヶ月取得、
父親の57%が2ヶ月取得、12ヶ月取得は20%

ドイツの家族政策の転換

- 両立支援—80年代以降の政策課題
- 年金・医療問題、教育問題
- 大連立政権下での強力なリーダーシップ
- 保守的家族観を持つ側からの批判
- 若者の家族形成を促進する要因についての綿密な調査
- 総合的な政策—企業や地域の組織化